

## ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県中南部地域）委託事業者募集要領 （公募型プロポーザル）

### 1. 目的

この要領は、「ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県中南部地域）」を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県中南部地域）

#### (2) 業務内容

① 家族の会の開催

② 研修会の開催

詳細は、別紙「ひきこもり者の家族に対する集団支援業務（奈良県中南部地域）委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託上限額

331,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### (4) 委託期間

契約日～令和6年3月31日

### 3. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」に令和5年3月14日（火）までに登録を完了している者であること。

※ 新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (7) 本事業を実施する本店、支店又は営業所（以下、営業所等と言う。）が県内にある、もしくは県外にあって県内在住者を雇用していること（派遣、アルバイト可。予定含む。）

#### 4. 提出書類

※ 提出書類はA4サイズで統一願います。ただし、団体のパンフレットや機関紙(誌)等、添付する物は除きます。

- (1) 参加資格申請の提出書類 各1部
- ① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1の1）
  - ② 法人等団体概要（様式1の2）
  - ③ 誓約書（様式2の1、又は2の2）  
※入札参加資格審査が完了していない場合は（様式2の2）を提出
  - ④ 団体の規約、定款等の写し
  - ⑤ 直近1年間の事業報告書（書式は自由）
  - ⑥ 営業所等が県外にある場合は、雇用している県内在住者の情報を記載した書類（様式は自由）
  - ⑦ 入札参加資格審査結果通知書（有効期間内のもの）の写し
- (2) 企画提案の提出書類
- ① 企画提案書（正本1部：様式3-正、副本6部：様式3-副）
  - ② 提案書（様式4）
  - ③ 業務実績（様式5）
  - ④ 委託金額の見積（様式6）  
提案書は、簡潔かつ明瞭に記載してください。  
また、企画提案書の正本にのみ事業者名を記載し、副1部については、全てのページにわたって事業者名やスタッフの氏名が明らかにならないよう留意し、事業者名がある場合は黒塗りにするなどして伏せて作成し、提出してください。

#### 5. 各書類の提出等

※ 提出された書類等は返却いたしませんので、必ず控えを取っておいてください。

- (1) 参加資格確認申請書の提出
- ① 提出書類  
4.(1) ①～⑦に掲げる書類
  - ② 提出期限  
令和5年2月28日（火）午後5時まで。  
ただし、競争入札参加資格審査が完了していない場合は、4.(1) ⑦については、令和5年3月14日（火）午後5時まで。
  - ③ 提出方法  
持参または郵送（書留郵便に限る）による。  
持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。  
郵送の場合は、令和5年2月28日（火）午後5時までに必着。
  - ④ 提出先  
〒630-8501 奈良市登大路町30 県庁主棟1階  
奈良県文化・教育・くらし創造部 青少年・社会活動推進課青少年係

TEL：0742-27-8608

FAX：0742-27-9574

⑤ 提案資格確認結果の通知

県は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書により資格確認した結果を書面により申請者に通知します。

(2) 企画提案書の提出

5.(1)⑤により参加資格者と確認された旨の通知を受けた者は、提出期間内に必要書類を提出してください。

① 提出書類

4.(2)①～④に掲げる書類

② 提出期間

令和5年3月1日(水)から令和5年3月14日(火)午後5時まで

③ 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)による。

持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は令和5年3月14日(火)午後5時までに必着。

④ 提出先

5.(1)④に同じ。

(3) 参加資格確認申請及び企画提案に関する質問書の提出

※ 質問がなければ、提出は不要です。

① 質問受付期限

参加資格確認申請に関するもの：令和5年2月22日(水)正午まで

企画提案に関するもの：令和5年3月7日(月)正午まで

受付時間は、いずれの質問も土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで、最終日は午前9時から正午までとする。

② 質問方法

様式7の質問票を使用し、FAXまたは電子メールにて送付してください。

なお、質問票を送付される際には、到着確認のため必ず電話連絡をしてください。

③ 提出先

5.(1)④のFAXまたはe-mail(seisyo@office.pref.nara.lg.jp)

④ 質問に対する回答

参加資格確認申請に関するもの：

令和5年2月27日(月)を目途に、質問者あてに書面で回答します。

企画提案に関するもの：

令和5年3月10日(金)を目途に、回答を青少年・社会活動推進課ホームページで公開します。

6. 企画提案書の審査および結果の発表

(1) 委託事業者の特定方法

県が設置した評価委員会は、別紙「ひきこもり者の家族に対する集団支援業務委託に係る企画提案書評価基準」に基づき審査および評価を行い、最も評価の高い一事業者を委託事業者として特定します。

なお、最高点を獲得した提案者が複数存在する場合は、その中から委員長が最も優れた提案者を選定し特定するものとします。ただし、すべての審査

基準について、各委員の評価点の合計が6割に満たない場合は、特定しません。

また、提案者が2者に満たない場合は、全ての審査基準について、各委員の評価点の合計がそれぞれ6割以上であり、かつ、契約の相手方として適当であると委員会で承認されなければ特定することができないこととします。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、書面により提案者に通知します。

(3) 非特定理由の説明申請

6.(1)の審査の結果、特定されなかった提案者は、その理由の説明を求めることができるものとします。説明を希望する提案者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、県へ書面により提出しなければなりません。県はこれに対し、書面により回答するものとします。

## 7. 契約の締結

審査の結果、委託事業者として特定された者と奈良県契約規則等に基づき、双方協議の上、書面により業務委託契約を締結します。

## 8. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) (6)及び(7)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(4)から(8)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(4)から(8)のいずれかに

該当する者をその相手方としていた場合(上記(9)に該当する場合を除く。)において、本県が本契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、本契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (11) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

#### 9. 契約までのスケジュール

令和5年2月20日	公告・募集要領等の配付開始
2月28日	参加資格確認申請書の提出締切
3月14日	企画提案書の提出締切
3月27日	審査結果通知(予定)
4月5日頃	契約(予定)

#### 10. その他企画提案にかかる留意事項

- (1) 提案にかかる費用負担  
提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出書類の返却  
提出されたすべての書類は返却しません。
- (3) 提案者の失格  
参加申込書を提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。
- ① 3. に定めた参加者に必要な資格が備わっていないとき。
  - ② 複数の提案書を提出したとき。
  - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
  - ④ 提出のあった提案書等において、契約上限額を超える見積を提案したとき。
  - ⑤ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
  - ⑥ 提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
  - ⑦ その他不正な行為があったとき。
- (4) 入札参加停止措置の取扱い  
提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。
- (5) 辞退  
提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに担当部署まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出をしてください。
- (6) 再委託の禁止  
特定された委託事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

#### 11. その他

- (1) 本業務は、令和5年度奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立し

ない場合は、この業務に係る募集及び契約を中止するものとします。

- (2) その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他関係法令並びに奈良県が制定する関係条例その他規則等に従うものとします。

別紙

ひきこもり者の家族に対する集団支援業務委託（奈良県中南部地域）に係る  
企画提案書評価基準

評価項目	審査基準	配点 A×B	審査点 A	係数 B
業務の理解・知識 配点70点	① 支援対象者への対応方針は適切であるか。	10点	上限 5点	2
	② 業務を実施できる人員が確保されているか。 コーディネーターには適切な資格や十分な支援経験があるか。(複数のコーディネーターを配置する場合は中心となるコーディネーターを対象に審査する。) 【適切な資格】(上限2点) 公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士のいずれかである：2点 上記以外の適切な有資格者である：1点 資格が支援に適切でない：0点 【経験年数】(上限3点) 5年以上：3点      3年以上5年未満：2点 3年未満：1点      経験無し：0点	10点	上限 5点	2
	③ テーマは適切かつ効果的であるか。	10点	上限 5点	2
	④ 参加者同士の円滑なコミュニケーションが図られるよう適切なルールを決めているか。	10点	上限 5点	2
	⑤ 開催の周知方法は効果的かつ適切であるか。	5点	上限 5点	1
	⑥ 各種分野の関係機関と連携体制を有しているか。	10点	上限 5点	2
	⑦ 研修会の内容及び講師は効果的かつ適切であるか。	10点	上限 5点	2
	⑧ 特徴的な独自の取り組みがあり、効果の増大が期待できるか。	5点	上限 5点	1
業務実績 配点20点	⑨ ひきこもり当事者及び当事者の家族に対する支援実績が本業務を遂行するにあたり十分であるか。	15点	上限 5点	3
	⑩ 奈良県内に事業所等を有するか。 県内に本店がある：5点 県内に支店又は営業所がある：4点 上記以外で県内在住者を雇用している：3点	5点	上限 5点	1
所要経費の妥当性 配点10点	⑪ 契約上限額と同額の見積価格を6点とし、見積価格が契約上限額から一定率(2%)下がるごとに1点ずつ加点する(上限10点)。	10点	上限 10点	1